第２次横手市
環境基本計画
（改訂版）

令和３年６月

横手市

【令和４年１０月一部修正】

第２次横手市環境基本計画

目　次

第１章　計画策定のねらい

１．改訂の背景・・１
２．改訂の方針・・１
３．第２次環境基本計画の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４．計画の役割・・３
５．横手市環境基本計画の系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第２章　計画の枠組み

１．計画の期間・目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２．計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３．市民・事業者と市の協働による計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第３章　計画の目指すもの

１．基本理念・・７
２．望ましい環境像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３．基本目標・・８

第４章　基本目標達成のための施策

基本目標Ⅰ．命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち・・・・・・１０
基本目標Ⅱ．資源とエネルギーが循環し、地球環境にやさしい社会をめざすまち・１７
基本目標Ⅲ．安全で良好な環境を保ち、快適に生活できるまち・・・・・・・・・・２４
基本目標Ⅳ．みんなが協働し、人と環境にやさしいまち・・・・・・・・・・・・・２９

第５章　期待される取組

１．市民の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
２．事業者の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

第６章　計画の推進・進行管理

１．推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
２．進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
３．成果指標の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

資料編

１．用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
２．横手市環境保全審議会への諮問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
３．横手市環境保全審議会の答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
４．横手市環境保全審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
５．横手市環境保全条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

第１章　計画策定のねらい

１．改訂の背景

第２次横手市環境基本計画の対象期間は、平成２８年度から令和７年度までの１０年間となっており、社会的情勢の変化や科学的・技術的な知見の向上をみきわめ、秋田県環境基本計画や横手市総合計画などの関連した計画と整合性を図りながら、概ね５年ごとに見直しを行うこととしています。

令和２年度は計画の見直し年度にあたるため、第２次横手市総合計画後期基本計画（令和２年度見直し）と第３次秋田県環境基本計画（令和３年度策定）との整合を図るとともに、これまでの取り組み及び課題、社会情勢や市民意識の変化、新たな法律や条例の制定など、環境を取り巻く状況の変化を反映した「第２次横手市環境基本計画（改訂版）」を策定するものです。

２．改訂の方針

計画の改訂にあたっては、次の項目に特に着目し、検討を行いました。

（１）　第２次横手市総合計画 後期基本計画、第３次秋田県環境基本計画との整合

環境基本計画は、総合計画を実現するための個別計画であり、第２次横手市総合計画後期基本計画がめざす将来像【みんなの力で　未来を拓（ひら）く　人と地域が燦（かがや）くまち　よこて】の実現に向けた環境分野の取り組みを総合的・計画的にすすめるための役割を担います。このため改訂版においては「第２次横手市総合計画後期基本計画」との整合を図ります。

また、秋田県においては、「第３期ふるさと秋田元気創造プラン」の基本政策として、第３次秋田県環境基本計画を策定し環境に関する各施策を推進していることから、それら施策等との整合を図ります。

（２）　これまでの取り組みを踏まえた改訂

平成２８年６月に第２次環境基本計画が策定されてから、様々な取り組みが行われており、これまでの取り組みの現状や課題を踏まえた上で、環境基本計画の見直しを行います。

（３）　環境に関する社会情勢の変化

計画策定から５年が経過し、国では、平成３０年に気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策を推進するため「気候変動適応計画」が閣議決定されました。令和元年には、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、３R+Renewable（持続可能な資源）を基本原則として、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制、資源循環の取り組みが強く求められるなど、環境保全施策を取り巻く情勢が変化しています。

こうした社会情勢の変化を的確に捉え、改訂版の策定に反映します。

（４）　横手市環境基本計画に関連する市の計画等

横手市環境基本計画策定後、当市でも、様々な分野において環境への取り組みを有する計画が整備され、各方面からの取り組みがおこなわれてきました。本計画は、分野横断的な性格を持っており、これらの計画との連携・整合を図ります。

３．第２次横手市環境基本計画の方向性

本改訂版では、５年間が経過した現計画の方向性を継続しつつ、現在の第２次横手市総合計画 後期基本計画を環境面から具現化する計画とします。こうしたことから、

第２次総合計画の

「基本目標③：美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり」

を達成するために、この基本目標に即した環境像を掲げます。さらに第２次環境基本計画に定める成果指標も第２次総合計画の成果指標と同様とします。

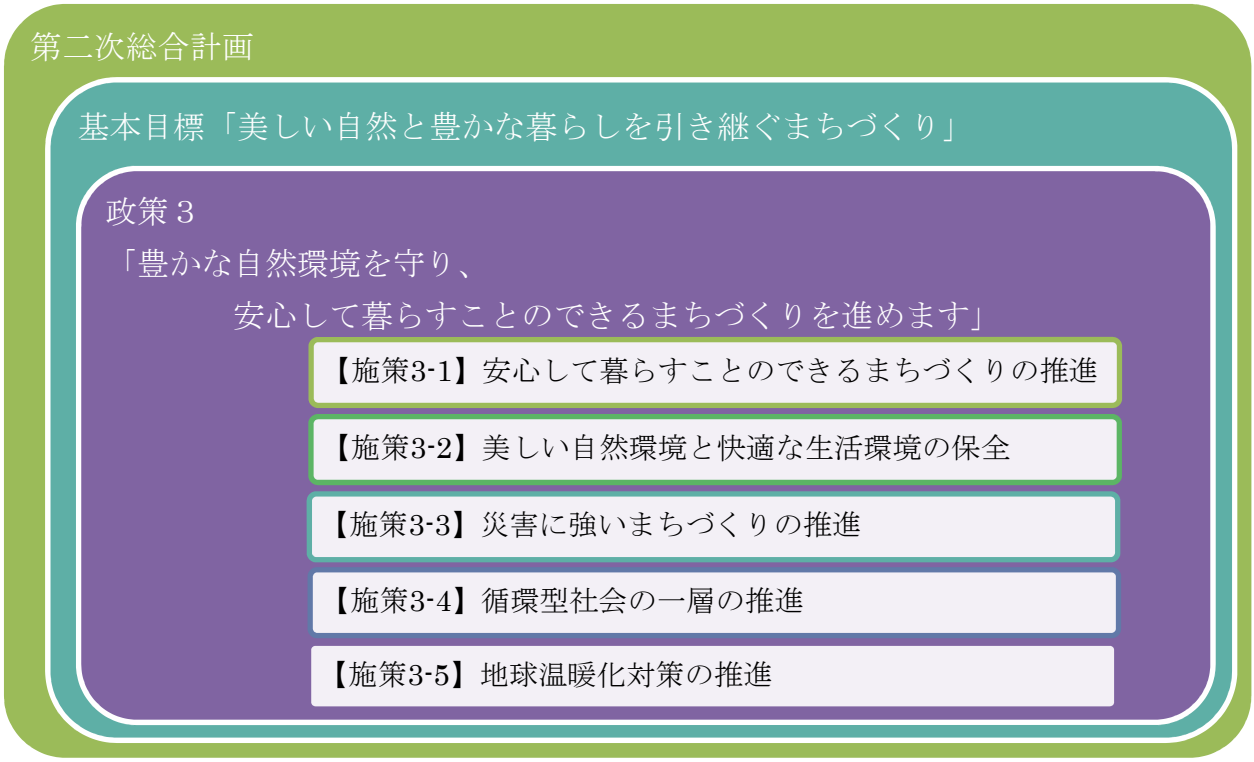

４．計画の役割

この計画は、市民、事業者の自発的な環境保全活動と市の環境施策を有機的に結び付け、総合的かつ計画的に推進することで、横手市の望ましい環境像の実現を目指すものです。

第２次環境基本計画では次の内容を明らかにします。

１）環境の保全に関する目標

２）環境の保全に関する市民、事業者の取り組みの方向

３）計画の推進体制と進行管理

第２次横手市環境基本計画では、策定当初から具体的な環境項目に絞り込んだ簡潔で分かりやすい計画にしています。さらに第２次総合計画と連動し、各施策の効果等を検証できる計画を目指します。

５．横手市環境基本計画の系統図

第２次総合計画を環境面から具現化すると同時に、各種計画の環境に関係する分野について互いに連携するように整合を図るものとします。

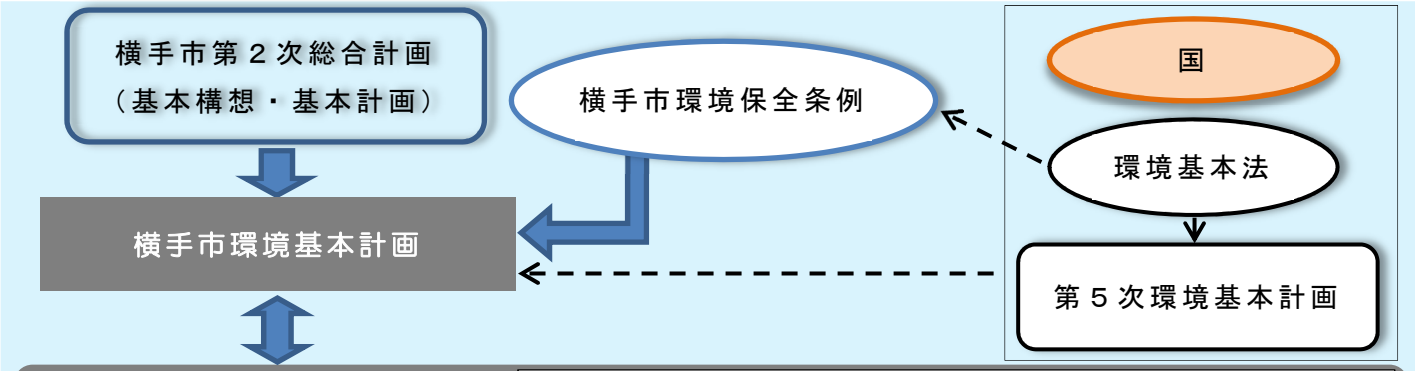

横手市一般廃棄物処理基本計画	ごみの発生抑制、資源化の推進、適正処理の推進、生活排水やし尿などの適正処理を推進するための計画
横手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	横手市の公共施設における省エネルギーなどの地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス排出量を抑制するための計画
横手市空家等対策計画	雑草・害虫・悪臭・景観など環境に悪影響を及ぼす空き家の取扱いを定める計画
横手農業振興地域整備計画	優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために定める総合的な計画
横手市森林整備計画	森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため健全な森林資源の維持増進を目的とした計画
横手市都市計画マスタープラン	都市計画の方針（土地利用のルールの設定や住宅開発、道路や公園、下水道などの整備方針）を定めた計画
横手市景観計画	地域特性やこれまで培ってきた歴史・文化を踏まえた、美しい田園景観やそれと調和した街並み景観の形成を実現するための計画
横手市総合雪対策基本計画	豪雪地域にある横手市において、除排雪に限らず、親雪・利雪など雪の利活用まで含め、市民・行政・事業者が協働で雪対策に取り組むための計画
横手市教育ビジョン	環境保全条例第２条で定める環境保全項目の「文化歴史環境」の保全について関連する計画
横手市生涯学習推進計画	生涯を通じて学び続けることのできる学習環境の実現を目的としており、環境教育、環境学習の面で関連する計画
横手市下水道中長期ビジョン	下水道事業の運営方針を明確化し、効果的・効率的な事業運営を図るための計画

この系統図は、環境基本計画と密接に関連する主な計画との関わりを示したものです。

第２章　計画の枠組み

１．計画の期間・目標年度

本改訂版の対象期間は、社会情勢の変化を踏まえ、また、令和３年に後期５年の計画策定を経た第２次総合計画との整合性を図りつつ、令和３年度から令和７年度までとします。

２．計画の対象範囲

本改訂版の対象地域は横手市全域とします。また、この計画が対象とする環境施策の範囲については、横手市環境保全条例第７条に規定する基本的施策に基づき、かつ国や県の環境基本計画との整合を図り、次の事項を環境保全項目とします。

〇自然環境：みどり（森林、農地、公園等）・水（河川、水辺）・生態系（希少生物等）
〇循環型社会：ごみの発生抑制・ごみの適正処理・ごみの資源化
〇地球環境：省エネルギー・再生可能エネルギー
〇生活環境：水質・大気・土壌・騒音・振動・悪臭・地盤沈下・景観・美化
〇共通基盤：環境教育・環境学習、人材育成・人材活用、情報の提供

３．市民・事業者と市の協働による計画の推進

計画の推進にあたっては、市民、事業者と市の三者が、それぞれ環境への関わりと役割を自覚し、協働して環境の保全及び創造に取り組むことが重要です。

市民と市との協働については、市民から選任された「横手市環境美化推進員」をパイプ役として、ごみの減量化や環境美化活動に取り組んでいきます。

事業者と市の協働については、地域及び地球環境の保全に対する意識の啓発及び資源循環型のまちづくりに資することを目的とした「エコライフ協力事業所等認定制度」があります。認定された事業所は、地域の環境保全へ協力しており、こうした事業所を増やしていく必要があります。

今後も、環境美化推進員や自治会等を核として、各種環境保全活動団体や事業所、市内学校などとも連携して環境保全活動を実践していきます。さらに、国や秋田県、周辺自治体とも連携し、この計画を推進していきます。

第３章　計画の目指すもの

１．基本理念

基本理念とは、環境に対する基本的な価値観や目的のことを言います。この計画の基本理念は「横手市環境保全条例」の第３条に掲げられています。

私たちは豊かな自然に恵まれた横手市の環境を守り育て、身近な環境をより良くしていくために、一人ひとりが環境の大切さを認識し、環境の保全・回復・創造に積極的に取り組むことが求められます。市民及び事業者は、日常生活や事業活動が環境に負荷を与えていることを自覚し、その環境への負荷をいかに低減していくかを考えることが重要です。

市民・事業者及び市は、この基本理念を共有し、協働して環境に配慮した取り組みを進めます。そして、人と自然とが共生できる社会をつくり、より良い環境を未来へ引き継がなければなりません。

２．望ましい環境像

望ましい環境像は横手市が目指す理想の環境をイメージした長期的目標です。長期的な視野で取り組みを進めるためにも望ましい環境像は、

『人と自然にやさしい田園都市よこて』

と、次世代に引き継ぐべき自然環境と景観を表現した第１次環境基本計画の環境像を継承します。魅力に富んだ都市空間の創造のなかで、市民生活が豊かさやうるおいを実感できるようにするため、この計画を基本理念に基づき推進し、望ましい環境像の実現を目指します。

３．基本目標

第２次総合計画において環境分野の基本目標として「美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり」と定められ、この目標達成のための政策として「豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。」と定められました。

この計画の対象範囲は自然環境、循環型社会、地球環境、生活環境としています。環境の保全に共通して重要となる環境教育、環境学習を推進することで第２次総合計画における環境分野の基本目標の達成と政策の実現を図ります。あわせて望ましい環境像の実現を図るため次の４つの基本目標を設定しました。

Ⅰ．命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち

・豊かなみどりと清らかな水が流れる自然環境を保全し、人と自然が調和したまちを目指します。

Ⅱ．資源とエネルギーが循環し、地球環境にやさしい社会をめざすまち

・地球温暖化対策の推進に貢献し、資源とエネルギーが有効に活用され、地球環境にやさしい循環型社会が構築されたまちを目指します。

Ⅲ．安全で良好な環境を保ち、快適に生活できるまち

・公害などが無く、人が健康に暮らすことのできる良好な生活環境や都市環境が保全されたまちを目指します。

Ⅳ．みんなが協働し、人と環境にやさしいまち

・私たちの日常生活や事業活動が環境に与える影響を認識し、地域で協働して環境保全に取り組むまちを目指します。

第４章　基本目標達成のための施策

望ましい環境像を実現するためには、各種の環境施策を体系的に展開する必要があります。この計画では、４つの基本目標を基調とし、施策を体系的に定め、水とみどりにあふれた健康で住みやすい「田園都市よこて」を未来に引き継ぐため、基本目標に基づいた施策を推進します。

基本目標	施策の展開方向
Ⅰ．命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち みどり、水、生態系	(1)森林の保全と活用 (2)農地の保全と活用 (3)河川の水質保全と活用 (4)生物多様性の保全
Ⅱ．資源とエネルギーが循環し、地球環境にやさしい社会をめざすまち 廃棄物、省エネルギー、再生可能エネルギー	(1)ごみの発生抑制と資源化の推進 (2)廃棄物の適正処理 (3)温室効果ガス排出量の削減 (4)再生可能エネルギーの普及拡大
Ⅲ．安全で良好な環境を保ち、快適に生活できるまち 環境美化、公害対策、都市環境・景観	(1)美しく快適なまちの保持 (2)安全で健康な暮らしを守る (3)快適な都市環境の保全と創造
Ⅳ．みんなが協働し、人と環境にやさしいまち 市民意識の向上、環境情報の提供	(1)環境教育・環境学習の推進 (2)環境情報の提供、収集及び活用

基本目標Ⅰ.
命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち

■現状と課題

【みどり】

森林は、水源かん養、二酸化炭素の吸収、自然災害防止、景観形成など公益的な機能を有しています。しかし、森林所有者の「高齢化」、「世代交代」、「不在村※」などにより森林への関心は高くなく、そのため境界や所有者の把握に時間を要するなど、森林の整備に支障をきたしています。間伐や枝打ちなど手入れが行き届いていない森林もあり、適正な管理が必要です。また、里山や自然公園を適正に管理し、みどり豊かな景観と森林に触れ合える場所を確保しなければなりません。

農地は、農業生産の場であるだけでなく、広々とした空間と美しいみどりの景観機能、多様な生き物が生息できる環境機能など、多面的な機能を有しています。しかし、都市化の進展、農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄などから優良な農地の減少が続いています。地域の環境を保全し、うるおいのある市民生活を実現するために地域特性に応じた農地の保全と活用が必要です。

※「不在村」・・・山林の所在地と山林保有者の居住地が同一市町村内でないこと。

資料「秋田県林業統計」

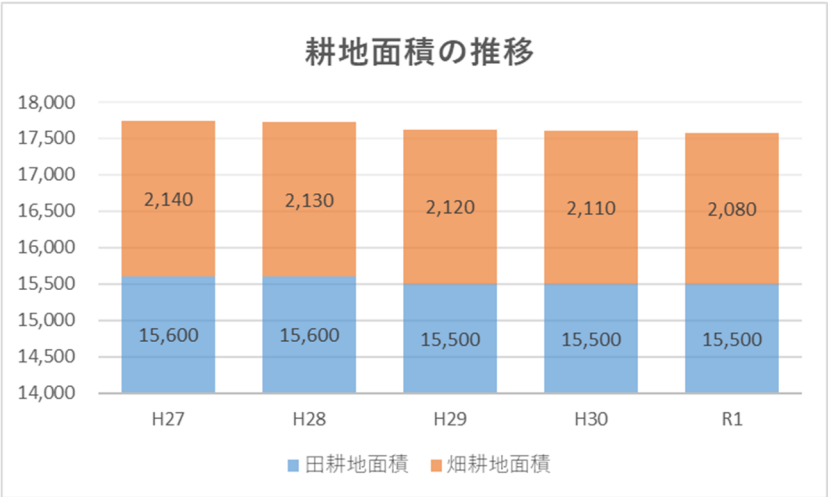

資料　耕地面積調査（東北農政局 HP より）

自然公園一覧（７施設）

公園名	位　置
横手いこいの森	横手市睦成字城付１番地４
亀田稲荷の森	横手市増田町亀田字女亀森１番地１
白藤清水公園	横手市平鹿町中吉田字年子狐 105 番地２
平鹿いこいの森	横手市平鹿町醍醐字大保中台 11 番地
鍛冶台いこいの森	横手市雄物川町字大沢字鍛冶台 89 番地
山内いこいの森	横手市山内土渕字小目倉沢 34 番地６
武道山いこいの森	横手市山内平野沢字雨沼３番地１

【水】

現在、市内の水洗化率は８１．６％です。生活排水を適切に処理するため、地区の実情に応じた効率的な排水処理事業を推進するとともに、既整備地区の水洗化率を向上することにより公共用水域の水質保全を図ります。

また、市内には廃止された鉱山がありますが、その鉱山跡地から今なお鉱毒水が発生しています。この鉱毒水を適正に処理し、重金属による河川の汚染を防止しなければなりません。

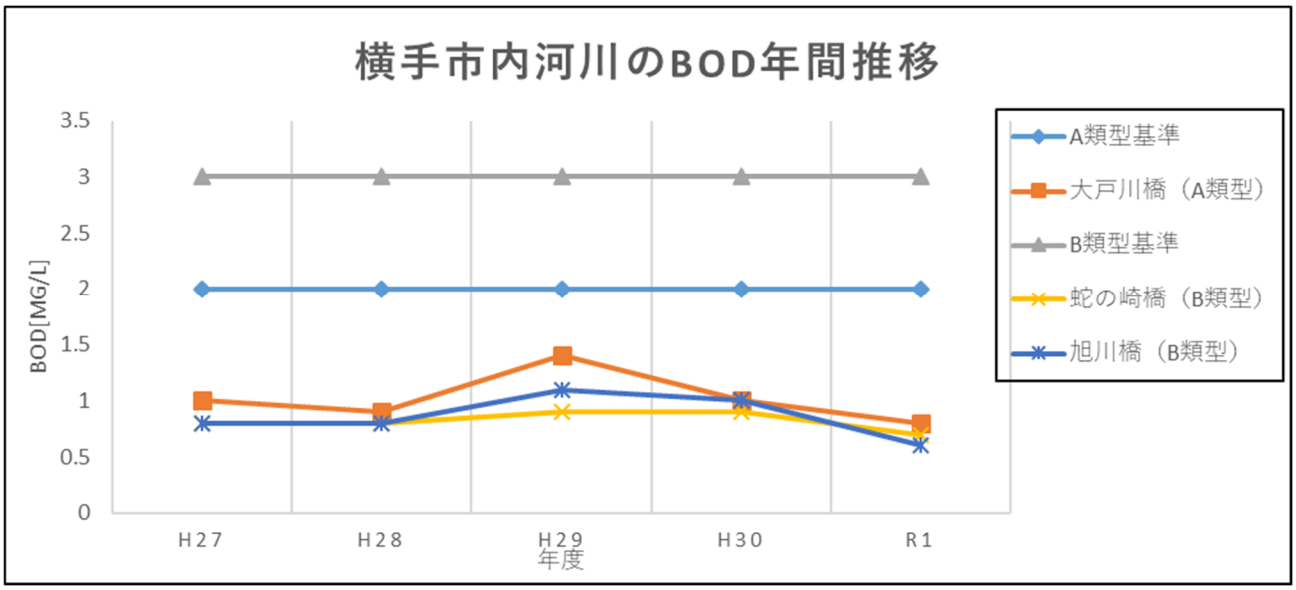

ＢＯＤ：生物化学的酸素要求量

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。水質の汚濁状況を示す代表的な指標で、この数値が大きいほど汚濁していると言えます。

休廃止鉱山（吉乃鉱山）における坑廃水処理の状況（令和元年度）

単位：mg/l（ｐH以外）

項目	ｐH	銅	鉛	亜鉛	カドミウム
目標水質（排水基準）	5.8~8.6	3.00	0.10	5.00	0.08
原　　水	3.7~4.0	2.20~2.69	0.27~0.97	4.15~6.12	0.0253~0.0356
中　和　処　理　水	6.8~8.0	0.09~0.36	0.011~0.100	0.21~0.76	0.0024~0.0052
成　瀬　川　流　入　点	6.2~7.7	0.01~0.44	0.005~0.027	0.04~0.65	0.0003~0.0038

※上記水質検査は、3地点を毎月1回（計12回）測定。

【生態系】

市は「山と川のあるまち」として豊かな自然環境を有し、ため池や農地、河川、湧水などの水辺の環境が形成され、多種多様な生物の生息地となっています。しかし、森林や農地の荒廃、都市化によって生物の生息空間は減少しています。

市内で生息が確認されている希少種

秋田県自然環境保全地域　　単位：ha

地域名	所在地	面積	主な保全対象
保呂羽山	横手市大森町八沢木字保呂羽山	10.5 （10.5）	ブナ、ミズナラを主体とする天然林
外山	横手市山内大松川字外山・字外山水上	17.2	ブナ-ユキツバキ群落
金峰山	横手市平鹿町醍醐字獄平地獄沢	21.93 （3.97）	ブナ-ユキツバキ群落
安本	横手市安本字北野添	5.0	ゼニタナゴ等の動物 （平成 28 年 4 月 22 日指定）

※（　　）特別地区面積

■目指す姿

森林や農地が適正に管理されることにより、環境保全上重要な水源かん養などの機能が十分に発揮され、身近な自然とのふれあいが、市民に潤いや安らぎをもたらしています。

また、雄物川や横手川、成瀬川など市内を流れる河川の水質や地下水が保全され、清らかな流れと水辺の景観が市民のいこいの場として活用されています。

さらに、秋田県の自然環境保全地域に指定されている山や水域が保全されており、外来種や乱獲などによる生態系への影響が抑えられ、貴重な生物が保護されています。

■施策の展開

（１）森林の保全と活用

【施策の効果】
森林を保全することにより、森林の持つ水源かん養、二酸化炭素の吸収、自然災害防止、景観形成など多面的機能が活かされます。

〇森林を育てる
・間伐や枝打ちを促進します。また、これにより産出された森林資源の利活用を促進します。
・市が所有する森林を適正に管理します。
・林業の担い手を育成します。
〇森林を守る
・マツ枯れ、ナラ枯れの被害木の処理により被害の拡大を防止し景観の向上を図ります。
・有害鳥獣や森林病害虫から森林を守ります。
〇森林を活かす
・森林や、森林より生み出された製品と触れることのできる場所を提供します。
・森林と触れ合える公園や里山等を適正に管理します。

（２）農地の保全と活用

【施策の効果】
農地や水路などを保全することにより、農業だけでなく田園都市の豊かな自然環境や景観の形成、生物多様性の保全など大きな役割が果たされます。

〇農地を活かす
・農地の利用集積や農地確保を図ります。
・農業の担い手を育成します。
〇農地を守る
・耕作放棄地の減少を図ります。
〇農業と触れ合う
・市民農園など農業に触れることの出来る場所を提供します。

（３）河川等の水質保全と活用

【施策の効果】
生活排水処理事業の推進と水洗化率の向上により、生活排水などの汚れから公共用水域の水質保全を図ります。

〇監視体制の充実
・公共用水域の水質状況を把握し、その結果を公表します。
・地下水や湧水の水質状況を把握し、その結果を公表します。
〇発生源対策の推進
・法令や協定締結により、事業所からの排水の状況を確認し、適切に指導します。
・農薬や化学肥料による公共用水域・地下水の汚染を防止するため減農薬・減化学肥料の環境保全型農業を推進します。
・公共下水道などの汚水処理施設の整備を計画的に実施するとともに、水洗化率の向上に努めます。
・合併処理浄化槽の普及促進など、生活排水対策を推進します。
・油流出事故の防止を呼びかけます。そして事故発生時は関係機関と協力し、対応する体制を整えます。
・休廃止鉱山からの坑廃水を適正に処理し鉱毒水による汚染を防止します。
〇水資源の保全
・河川パトロールやクリーンアップなどにより河川環境の保全に努めます。
・水辺の環境を保全し、市民のいこいの場としての活用を図ります。

（４）生物多様性の保全

【施策の効果】
自然環境保全の取り組みにより、希少種や外来生物の生息状況が把握され、多種多様な生態系が保全されます。

〇生態系の保全
・希少生物の分布状況の把握に努め、その保護を図ります。
・保護区の指定により、野生鳥獣の適正な保護を図ります。
・外来生物の分布状況や、生態系への影響及び駆除などに関する情報の周知を図り、外来生物対策を推進します。
・公共工事の実施にあたっては生態系への影響に配慮します。
・外来生物の適正な飼育について普及啓発を図ります。

■成果指標

成果指標	現状値	後期目標値
自然・歴史的環境の保全と活用に対する市民満足度	65.6 点	70.5 点

（指標のねらい）自然環境を保全する施策により、市民満足度が向上します。

成果指標	現状値	後期目標値
担い手への農地集積率	~~78.8%~~ 75.2%	~~90.0%~~ 85.0%
ほ場整備率（30a 以上）	95.0%	97.6%

（指標のねらい）担い手への農地を集積することにより水田のフル活用が進みます。

成果指標	現状値	後期目標値
市内河川３地点のＢＯＤ環境基準の達成率	100%	100%
下水道水洗化率	81.6%	88.0%
水洗化人口	56,885 人	60,064 人

（指標のねらい）公共下水道等への接続促進や浄化槽の設置促進により、ＢＯＤの環境基準を維持することで、きれいな河川の水質を保全します。

■関連計画

・森林整備計画
・森林経営計画
・農業振興地域整備計画
・下水道中長期ビジョン

■主要事業

・緑化推進事業（アメシロ防除対策など）【農林整備課】
・森林病害虫等防除事業（松くい虫防除など）【農林整備課】
・有害鳥獣対策事業【農林整備課】
・水と緑の森づくり事業【農林整備課】
・いこいの森管理費【農林整備課】
・森林整備地域活動支援交付金事業【農林整備課】
・造林事業【農林整備課】
・民有林整備育成事業【農林整備課】
・森林経営管理事業【農林整備課】
・国産材需要開発センター活用事業【山内地域課】

・市民農園活用事業【農業振興課】
・かんがい排水事業【農業振興課】
・ため池整備事業【農林整備課】
・多面的機能支払交付金事業【農林整備課】
・中山間地域等直接支払交付金事業【農業振興課】
・環境保全型農業直接支払交付金事業【農業振興課】
・浄化槽設置整備事業【下水道課】
・公共下水道整備事業【下水道課】
・集落排水事業【下水道課】
・衛生センター運営事業【生活環境課】
・休廃止鉱山坑廃水対策事業【生活環境課】

基本目標Ⅱ.
資源とエネルギーが循環し、地球環境にやさしい社会をめざすまち

■現状と課題

【廃棄物】

ごみの排出量は過去５年間を比較するとほぼ横ばいの状態が続いています。一方、市民１人１日当たりのごみの排出量は、平成 26 年度以降減少傾向にありましたが、平成 30 年度には増加に転じており、引き続きごみの減量化に向けた取り組みが必要です。

平成 28 年に「クリーンプラザよこて」の稼働に伴い、全市統一のごみ分別ルールが始まりました。新しい分別ルールが定着してきたことにより、資源化率が向上しています。今後も継続した取り組みに加え、事業所から排出されるごみの分別徹底を事業者に促します。産業廃棄物の混載を防止することで適正分別の確保を図りながら循環型社会の形成を目指した取り組みが必要です。

自然環境に悪影響が及ばないよう、し尿や浄化槽汚泥を適正に処理する必要があります。

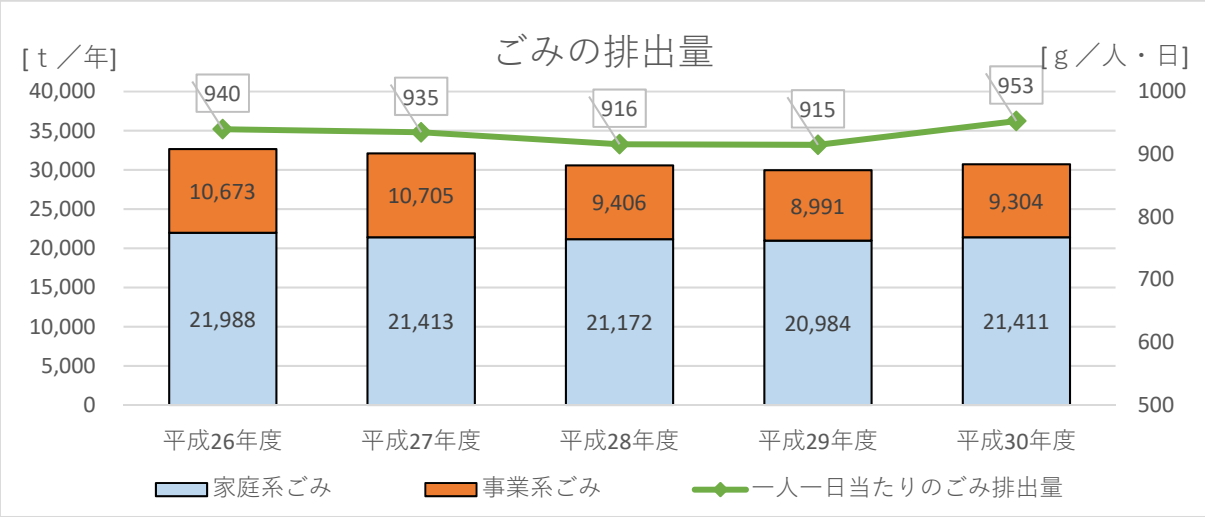

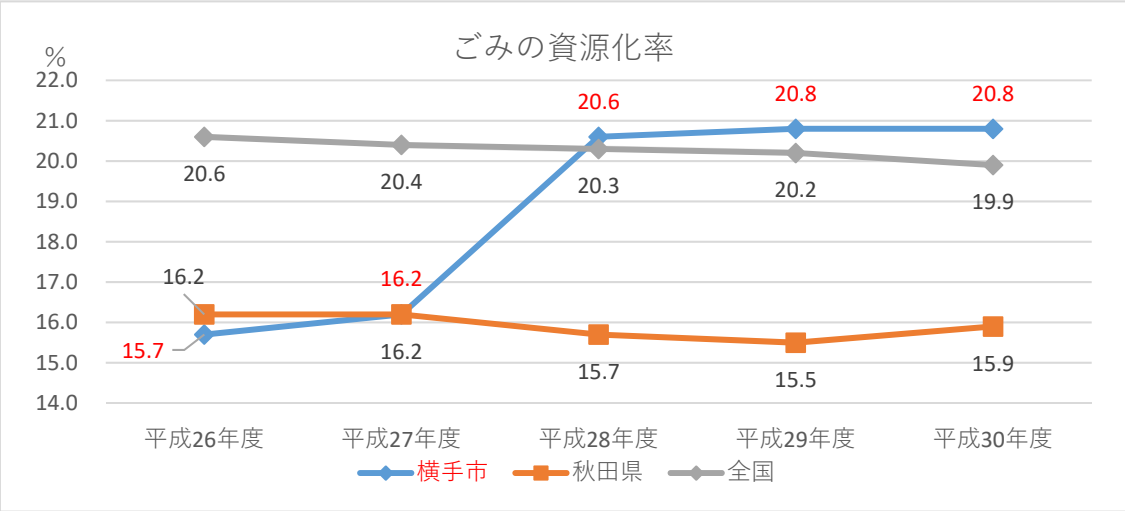

【省エネルギー】

地球温暖化対策を推進するためには市民一人ひとりがエネルギーを効率良く使うことが求められます。建物のエネルギー消費を抑えることに加え、自動車から排出される温室効果ガスの削減も念頭においた行動が必要です。

全市が一体となって温室効果ガスの削減を促進するため、具体的な行動計画を示し、目標に向かって市・市民・事業所が取り組む必要があります。

グリーンカーテンの設置など市街地の緑化を通じて夏場の省エネと温室効果ガスの吸収につながる取り組みを推進する必要があります。

【再生可能エネルギー】

地球温暖化対策推進のためには、太陽光や地中熱、バイオマスなど地域で利用可能な再生可能エネルギーの活用が求められています。また、横手市は豪雪地帯であることから雪氷熱利用や融雪への活用を促進する必要があります。

太陽光などの再生可能エネルギーは不安定なエネルギーであることから、発電利用や熱利用などそれぞれのエネルギーの特色を踏まえて、バランスのとれた普及を拡大していくことが求められます。

再生可能エネルギーの普及については、環境教育など他の施策と連携して取り組む必要があります。

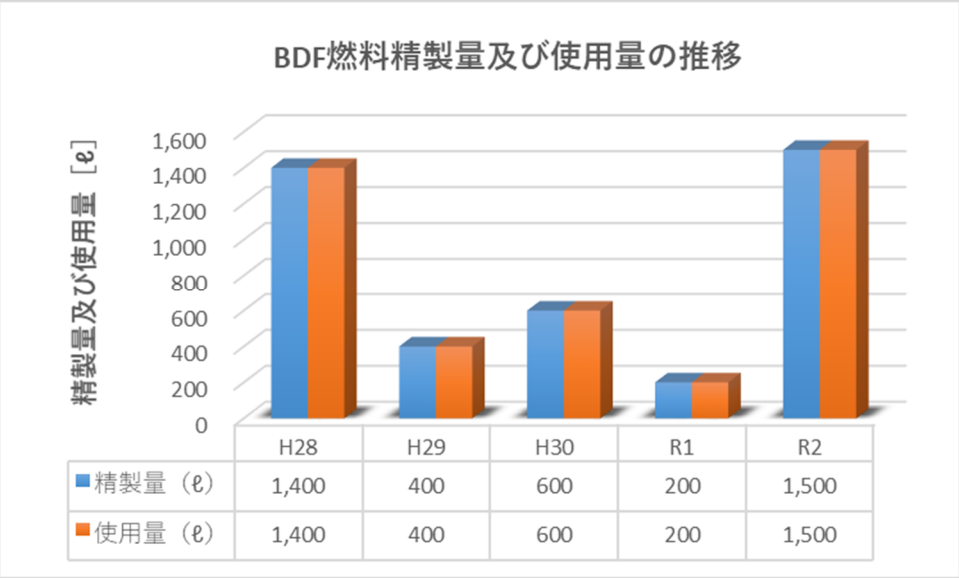

資料　農林部農業振興課

固定価格買取制度に係る横手市の太陽光発電設備導入件数

		平成27年3月末時点		令和2年3月末時点		5年間の増加数	
		10kW未満 A	10kW以上 B	10kW未満 C	10kW以上 D	10kW未満 (C－A)	10kW以上 (D－B)
導入容量合計（①＋②）		1,845	450	2,422	1,529	577	1,079
	新規認定分　①	457	450	1,022	1,529	565	1,079
	移行認定分　②	1,388	0	1,400	0	12	0
導入件数合計（③＋④）		446	7	543	19	97	12
	新規認定分　③	97	7	194	19	97	12
	移行認定分　④	349	0	349	0	0	0

資料　再生可能エネルギー電子申請　固定価格買取制度　情報公表用ウェブサイト
（https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary）より要約加工

※「新規認定分」とは、固定価格買取制度開始後に新たに認定を受けた設備です。
「移行認定分」とは、再エネ特措法（以下、「法」という。）施行規則第２条に規定されている、法の施行の日において既に発電を開始していた設備、もしくは、法附則第６条第１項に定める特例太陽光発電設備（太陽光発電の余剰電力買取制度の下で買取対象となっていた設備）であって、本制度開始後に本制度へ移行した設備です。
余剰電力買取制度は平成 21 年 7 月から開始され、その後平成 24 年 7 月からは固定価格買取制度へ移行されています。

雪氷熱利用施設例

施設名称	利用目的	貯雪量推計	設置年
あさくら館	施設の冷房	236t	平成14年
横手清陵学院	施設の冷房	900t	平成16年
クリーンプラザよこて	施設の冷房	250t	平成28年

あさくら館 雪室

■目指す姿

市民は、できるだけごみの排出を抑え、物を大切に使い、資源になるものは分別して排出する生活をしています。

また、事業者は、事業活動に伴う廃棄物の発生を抑え、発生した廃棄物については極力資源化を図るとともに、その後に排出された廃棄物については適正に処理しています。さらに消費者との関わりにおいて、自らの商品や製品・包装物が廃棄物として排出される量の低減に努めています。

市民・事業者ともに３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）や適正処理が定着しており、節電など省エネルギーを心がけた生活や事業活動が実践されています。さらに、再生可能エネルギー技術の積極的な導入により化石燃料の消費が抑えられ、温室効果ガス排出量は減っています。

■施策の展開

（１）ごみの発生抑制と資源化の推進

【施策の効果】
ごみの発生を抑制するとともに、日常生活や事業活動で発生するごみの資源化を促進することにより、処理に要する費用の縮減と環境負荷の軽減が図られます。

〇家庭系ごみの減量
・３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発と推進
・自治会等に環境美化推進員を配置し、ごみの減量や分別ルールの徹底を図ります。
・マイバッグの持参を推進します。
・生ごみや紙類の資源化について啓発します。
・子ども会や自治会などによる資源ごみの集団回収を推進します。
・使用済み小型家電などからのレアメタルリサイクルを推進します。
〇事業系ごみの減量
・適正な排出・分別指導を徹底します。
・エコライフ協力事業所等認定事業所登録数（協力団体数）の維持を図ります。
・事業系生ごみの発生抑制や資源化を推進します。
・ごみを発生させない事業活動を推進します。
〇資源化事業
・クリーンプラザよこてで焼却処理した際に発生する焼却主灰を引き続き資源化します。また、焼却飛灰の資源化についても調査研究します。

（２）廃棄物の適正処理

【施策の効果】
廃棄物の適正処理や「燃やさないごみ」の更なる資源化を促進することにより、埋立処分量の縮減が図られ、環境負荷の低減につながります。

〇ごみの収集運搬・適正処理の円滑な運用
・家庭系ごみの収集運搬委託業者と連携し、事業系ごみが家庭用集積所へ不法投棄されないよう防止対策を講じます。
・スマートフォン向けごみ分別アプリを活用し、家庭系ごみの分別の更なる適正化を図ります。
・ごみ集積所の適正配置と整備を促進します。
・環境美化推進員との連携により集積所への適正な排出を呼び掛けます。
・クリーンプラザよこてへ産業廃棄物や危険物等が搬入されないよう、防止対策を講じます。
〇不法投棄や野外焼却などの不適正処理の防止
・環境監視員や監視カメラなどによる監視体制の強化と、環境美化推進員との連携により不適正処理に迅速に対応します。
・不法投棄場所の把握と回収を促進し、さらなる不法投棄を防止します。
・市民及び事業者の意識啓発に努め、不法投棄を防止します。
・不法投棄の行為者には、関係機関と連携して厳しく対処します。
〇ごみ処理の基盤となるクリーンプラザよこての運営
・ごみの焼却によって発生する熱を利用して、ごみ発電やロードヒーティングを実施し、施設の運営に係るコストを削減します。
・太陽光発電や雪氷冷熱による空調設備など、再生可能エネルギーを活用することでランニングコストの削減に努めるとともに、災害時にも安定したごみ処理を可能にします。
・運営事業者と連携を密にし、施設の安定稼働を図ります。
〇し尿処理の基盤となる施設の更新
・公共下水道などに接続されていない世帯からのし尿及び浄化槽汚泥について、適正に収集運搬します。
・し尿や浄化槽汚泥を衛生的、かつ効率的に処理する施設を適正に管理運営します。

（３）温室効果ガス排出量の削減

【施策の効果】
公共施設や個人住宅、さらには工場や事業所の省エネルギー化や自動車の使用を抑制することにより、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少なくなり、地球温暖化対策の推進に貢献するまちができます。

○地球温暖化に関する知見の普及
・地球温暖化対策に関する情報収集を行い、広く市民や事業者に提供してライフスタイルの転換を促進します。
・地球温暖化対策に関する環境教育・学習の充実に努めます。
○省資源・省エネルギーの推進
・地球温暖化対策に向けた環境配慮行動の普及啓発を図ります。
・低燃費車の導入を促進します。
・建築物の高断熱化、省エネルギー化を促進します。
・エネルギーを効率的に使用する設備の導入を促進します。
・公共交通機関の利便性向上と利用促進を図ります。
・コンパクトシティを推進します。
○吸収源対策の推進
・市街地への花木の植栽を推進します。

（４）再生可能エネルギーの普及拡大

【施策の効果】
再生可能エネルギーの普及を拡大し、化石燃料によるエネルギー使用量の削減を行うことにより、温室効果ガス排出量が削減されます。

○再生可能エネルギーの普及拡大
・公共施設の新築・改築時や大規模改修の際は、再生可能エネルギー設備を導入します。

■成果指標

成果指標	現状値	後期目標値
ごみの総排出量	31,169t(H30 年度値)	26,331t

（指標のねらい）ごみの減量を促進します。

成果指標	現状値	後期目標値
市民１人／１日あたりのごみの排出量	953g／人・日(H30 年度値)	890g／人・日

（指標のねらい）ごみ減量に対する市民の意識向上を促進します。

成果指標	現状値	後期目標値
ごみの資源化率	20.8%（H30 年度値）	24.0%

（指標のねらい）リサイクルに対する市民の意識向上を促進します。

成果指標	現状値	後期目標値
市公共施設の温室効果ガス排出量	~~15,146 t -CO_2~~ 15,821 t -CO_2 （H30 年度値）	~~14,259 t -CO_2~~ 15,700 t -CO_2

（指標のねらい）率先して市職員が省エネルギーを推進します。

成果指標	現状値	後期目標値
市公共施設の再生可能エネルギー（地中熱利用）設備導入箇所数	2 か所	4 か所

（指標のねらい）公共施設に積極的に再生可能エネルギーを活用し、その効果を市民に周知することにより、事業所や住宅への導入を促進します。

成果指標	現状値	後期目標値
電力の地産地消率	63.0%	64.0%

（指標のねらい）化石燃料由来の電力の削減に努めます。地元で発電した電気を地元で使用する循環型社会のモデルとして環境教育にも役立てます。

■関連計画

・第 2 次横手市一般廃棄物処理基本計画
・第 2 次横手市一般廃棄物処理実施計画
・分別収集計画
・横手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

■主要事業

・クリーンプラザよこて運営事業【生活環境課】
・ごみ収集事業【生活環境課】
・最終処分場管理運営事業【生活環境課】
・ペットボトル等処理センター管理事業【生活環境課】
・地域資源循環施設運営事業【農業振興課】
・地球温暖化対策事業【生活環境課】
・カーボンオフセット地球温暖化対策事業【農林整備課】
・地域公共交通活性化事業【経営企画課】

基本目標Ⅲ.
安全で良好な環境を保ち、快適に生活できるまち

■現状と課題

【環境美化】

歩きたばこ、吸い殻・空き缶のポイ捨て、ペットの糞の放置、落書き、空き地の雑草、ごみ屋敷などはまちの美化を損ないます。

空き缶等のポイ捨てやペットの糞の放置は「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例」で禁止されていますが、人通りの少ない農道や空き地に空き缶やペットボトルがいまだに捨てられており、引き続き環境美化の推進が求められています。

また、道路や公園などの公共施設における花壇等の管理が行き届かず、景観を損ねている場所があります。こうした花壇等は市民との協働・連携により管理する体制の構築が求められています。

公共施設市民サポーター制度事業

横手川等クリーンアップ

【公害対策】

自動車による道路騒音の測定、酸性雨及び酸性雪の測定、地下水及び湧水の検査、市民からの情報提供などにより、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、振動、騒音、悪臭など市内の公害の状況把握に努め、その結果をホームページや環境基本計画の進捗状況報告等で公表しています。

公害問題については、法令・条例などに基づき必要な対策を実施し、安全な暮らしを守ります。また、原子力発電所の事故などに対応するため空間放射線量などを監視する体制を整えています。

今後、微小粒子状物質（ＰＭ２．５）など新たな環境問題に対応するための監視体制の整備と公害関連情報の公開が求められています。

市内における典型７公害の発生状況

年 度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	合 計
Ｈ２７	23	24	0	3	0	9	0	59
Ｈ２８	28	30	0	3	0	9	0	70
Ｈ２９	27	20	0	1	0	4	0	52
Ｈ３０	11	14	0	3	0	4	0	32
Ｒ１	24	14	0	2	0	3	0	43

降雨（雪）中の水素イオン濃度（ｐＨ）の推移

年度	降雨期平均値	降雪期平均値	年平均値
H27	5.8	4.9	5.7
H28	5.0	5.0	5.0
H29	5.9	5.7	5.8
H30	5.6	5.3	5.5
R1	6.0	5.1	5.8

降雪期：１月中旬から２月中旬にかけて、一週間ごとに区分し計４週間分採取

【都市環境・景観】

身近な緑や水辺、良好な景観などは私たちの生活に潤いと安らぎを与え、心地よい生活を送るために欠かすことができない要素です。

市内には多くの都市公園や農村公園があり、市民の安らぎの場になっています。また、歴史を感じる街並みなどの景観は将来に残していくべき市の財産です。

こうしたことから、公園の整備や適切な管理、景観の保全はすべての者が連携して推進する必要があります。

都市計画法・景観法等に基づく地区指定状況

地区名	名称	面積	決定年月日	保全対象
羽黒町・上内町地区	地区計画	約13.6ha	Ｓ62.4.6	自然環境にめぐまれ、伝統的なたたずまいを有する住宅地を、将来にわたって保全する。
	景観重点地区		H25.4.1	
朝日が丘地区	地区計画	約1.0ha	Ｓ63.7.23	閑静な低層住宅地として良好な街並み形成を図る。
増田地区	景観重点地区	約46.6ha	Ｈ27.4.1	城下町の町割りを継承して形成された歴史的街並みについて、市民と市の協力によって保全する。
	伝統的建造物群保存地区	約10.6ha	H25.7.1	

■目指す姿

公共空間は美しく保たれ、誰もが気持ち良く過ごすことができる生活空間が創造されています。

また、きれいな空気と水の状態が維持され、化学物質による環境への影響が抑えられた健康で安全・安心に生活できる環境が維持されています。

環境負荷を抑えた都市空間が、優れた自然や歴史的な街並みと調和して形成されています。

■施策の展開

（１）美しく快適なまちの保持

【施策の効果】
まちの美化を通じて、マナーやモラルが向上することにより、快適に過ごせるまちになります。また、クリーンアップ活動により地域コミュニティが活性化します。

〇自主的行動の推進
・自主的な環境美化活動に支援を行います。
・環境保全や美化活動といった地域貢献活動を顕彰し、自主的な行動を促進します。
・地域や河川のクリーンアップといったボランティア活動に関する情報を収集し、広く市民に周知して参加を促進します。

〇協働・連携の推進
・各種団体や事業所等による環境保全や美化活動の実態把握に努め、協働・連携を図りながら活動を推進します。

（２）安全で健康な暮らしを守る

【施策の効果】
法令・条例に基づいた取り組みを推進することにより、環境基準が達成され、安全で健康な暮らしができます。

〇公害防止対策の推進
・自動車騒音や湧水など環境測定の実施、監視体制の強化、規制に関する指導を徹底します。

（３）快適な都市環境の保全と創造

【施策の効果】
身近な公園緑地の整備と適正な管理を推進し、緑あふれる生活環境のなかで、歴史や文化が活かされた景観の形成と保全を推進することにより、快適な都市空間を創造します。

○公園の整備及び適正な管理
・公園や緑地の整備を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。
・沿道の緑化を推進するとともに、街路樹等の適正な維持管理に努めます。
○景観の保全
・景観計画及び景観条例の運用により、良好な景観の形成を推進します。
・水辺に親しむことのできる親水空間の適正な維持管理に努めます。

■成果指標

成果指標	現状値	後期目標値
「環境保全施策の充実」に対する市民満足度	71.4 点	76.1 点

（指標のねらい）生活環境を保全する施策により、市民満足度が向上します。

成果指標	現状値	後期目標値
積雪中のｐＨ値	ｐH5.1	改善している
自動車騒音の環境基準達成率	95.9%	97.0%

（指標のねらい）各種公害に関する環境基準の達成率を確認し、規制に関する指導を徹底します。

成果指標	現状値	後期目標値
「公園・緑地の整備」に対する市民満足度	64.3 点	69.1 点

（指標のねらい）いこいの場となる公園等の整備により、市民満足度が向上します。

成果指標	現状値	後期目標値
市民協働により管理する公園数	50 か所	55 か所

（指標のねらい）市民及び事業所と行政の連携により快適な都市空間を創造します。
※公園 101 か所中の協働管理数

■関連計画

・都市計画マスタープラン
・横手市空家等対策計画
・景観計画

■主要事業

・環境保全事業（環境監視員）【生活環境課】
・環境美化推進事業【生活環境課】
・放射性物質対策事業【生活環境課】
・公害対策事業【生活環境課】
・老朽危険空き家対策事業【生活環境課】
・都市公園管理事業【都市計画課・各地域局】
・農村公園管理事業【各地域局】
・景観・屋外広告物対策事業【都市計画課】
・公共施設サポーター制度事業【建設課】

基本目標Ⅳ.
みんなが協働し、人と環境にやさしいまち

■現状と課題

【市民意識の向上】

市民の環境問題に対する知識や関心は高まり、３Ｒの推進、公害防止、エネルギー使用の節減など、様々な取り組みが実践されていますが、自動車の使用や冬期の暖房に係るエネルギーなど、地域特性により日々の暮らしを変えることが難しい面もあります。

市民が日常の生活はもちろんのこと、広く地球環境や将来世代にわたる問題として環境に関心を持ち､各種活動に積極的に参画するなど､具体的に行動することが求められます。

このような意識を醸成するために、学校、事業所、自治会、家庭などにおける環境教育・学習を推進することにより、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、学び、体験することが重要となります。また、質の高い環境教育・学習が行われるためには、すぐれた指導者を育成することも必要です。

中学校での出前講座

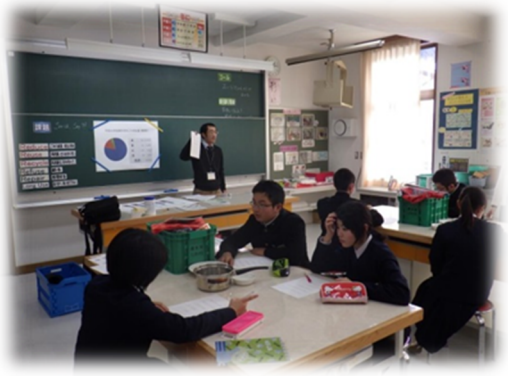

【環境情報の提供】

市の環境の現状や施策の実施状況をまとめた「環境基本計画進捗状況」を毎年発行し、環境学習などに活用していますが、より多くの市民が活用できるようホームページなどを利用した提供方法を工夫することが必要です。

現在、市内の環境保全活動に取り組む団体の数や活動内容が十分に把握できていない状況であり、今後これらを取りまとめ、活動の紹介や支援を行うことで市民の環境意識の向上を図ります。さらに、模範となる活動を広く周知させるため、表彰などの顕彰を通じて環境保全活動の活性化を図ります。

■目指す姿

市民一人ひとりがそれぞれの年代や立場に合った環境教育を受け、環境への負荷の少ない生活を理解して実践しており、環境保全活動を行う市民団体が活発に活動しています。

事業者は自ら環境学習を実践し、環境に配慮した事業活動が行われ、その内容が市民に広く知られています。さらに、地域の環境保全活動に積極的に参加し、地域と一体となって環境を保全しています。

■施策の展開

（１）環境教育・環境学習の推進

【施策の効果】
地域と連携した環境教育・環境学習を推進することにより、市民一人ひとりが、日常生活と環境との関わりについて理解が深められ、環境保全活動を実践する人材が育成されます。

〇環境教育の充実
・市民の環境教育への意識向上を図ります。
・地域特性に応じた環境教育を推進します。
〇環境学習の拡充
・クリーンプラザよこてを環境学習の拠点とし、学習の機会を創出します。
・地域の集会施設などを活用し、環境学習講座の拡充を図ります。
〇環境保全に精通した人材の育成・活用
・地域の環境保全に取り組んでいる人材を発掘し、活躍する場をつくります。
・地域の環境保全活動に幅広く関わることができる人材を育成します。
・環境美化推進員の活動を活性化します。
・環境学習リーダーの育成を図ります。

（２）環境情報の提供、収集及び活用

【施策の効果】
環境情報を収集し、市民に提供することにより、自主的な環境保全活動に活かされます。

〇役立つ環境情報の発信
・市の環境の現状や最先端の環境技術など幅広い環境情報を様々な媒体を用いて収集・提供します。

■成果指標

成果指標	現状値	後期目標値
エコライフ協力団体数	87 団体	90 団体以上

（指標のねらい）市民及び事業所と行政の連携により快適な都市空間を創造します。

成果指標	現状値	後期目標値
こどもエコクラブ登録団体数	4 団体	4 団体以上

（指標のねらい）子どもの頃から環境の大切さを学ぶことにより、環境保全に対する意識の向上がはかられます。

■関連計画

・生涯学習推進計画

■主要事業

・環境保全事業（啓発活動）【生活環境課】
・自然体験型交流施設の運営【増田地域課】

第５章　期待される取組

望ましい環境像『人と自然にやさしい田園都市よこて』を実現するためには、市民、事業者及び市が、それぞれの立場で、環境に配慮した適切な行動をとることが必要です。

本章では、市民及び事業者がそれぞれの立場において配慮すべき事項を、指針として示します。

１．市民の取組

私たちが住む横手市は、水とみどりに恵まれた自然豊かなまちであり、また歴史的・文化的に貴重な資産が多く残るまちです。

第２次総合計画の進行管理の一環で、市民を対象に令和２年度実施したアンケートにおいて、「環境保全政策の充実」は重要度が１２位、満足度が１位となって比較的上位となっています。

市民共通の財産である環境を守るためには、横手市で生活する市民全員が日常生活において環境に配慮した行動をとることが重要であり、本項目では、市民自らが取り組むべき事項を示します。

「基本目標Ⅰ．命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち」

【実現のために】

・森林や里山と人が触れ合える場所の整備に参加し協力します。
・間伐材を利用した製品を使います。
・森林に関する学習会や体験活動に参加します。
・地産地消を心がけ、地域農業の活性化に協力します。
・市民農園を活用します。
・公共下水道などの汚水処理施設が整備された際は速やかに接続します。
・汚水処理施設が整備されない区域では、合併処理浄化槽で排水処理します。
・ホームタンクからの油流出事故を防ぐための設備を設置します。
・市内に存在する希少生物を知り、その保護の大切さを理解します。
・むやみに野生動植物の捕獲や採取はしません。
・野生生物への安易な餌付けはしません。
・外来生物を飼育するときは、最後まで責任と愛情をもって飼育します。
・外来魚の密放流はしません。
・里地、里山の保全活動に参加または協力します。

「基本目標Ⅱ．資源とエネルギーが循環し、地球環境にやさしい社会をめざすまち」

【実現のために】

・ごみの分別ルールを守り、資源になるものは資源物として排出します。
・マイバッグやマイ箸、マイボトルを使用します。
・詰め替えや繰り返し使用できる製品を購入し、不要な包装は辞退します。
・生ごみの減量と資源化に取り組みます。
・不用になったものは極力リサイクルショップやバザーを活用します。
・電気や燃料の節約に努め、省エネルギー型のライフスタイルを実践します。
・公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけます。
・自動車を購入するときは、低燃費車を選択します。
・自動車を使用する際はエコドライブを実践します。
・家電製品を購入するときは、省エネルギー性能に優れた製品を選択します。
・住宅を新築、改築する際は、高気密、高断熱化により省エネルギー性を高めます。
・再生可能エネルギーについて理解し、普及に協力します。
・太陽光や地中熱など再生可能エネルギー設備を住宅に設置します。

「基本目標Ⅲ．安全で良好な環境を保ち、快適に生活できるまち」

【実現のために】

・自宅周辺の清掃に努め、地域の良好な環境を保全します。
・地域や河川等のクリーンアップといった環境保全活動に積極的に参加します。
・自治会等の環境美化活動を通じて、近隣住民と美化意識の共有を図ります。
・地域の生活環境に配慮して行動し、他人に迷惑はかけません。
・家庭ごみの野外焼却など、廃棄物の違法な焼却はしません。
・ホームタンクへの防油堤の設置や小分け作業に注意し、油流出事故を防止します。
・公園や道路、河川のアダプト活動などに参加し、維持管理を行います。
・家屋等を建築する際は、周辺の景観との調和を心がけます。
・家屋や敷地を適正に管理し、雑草の繁茂やごみの散乱を防止します。
・空き家や空き地を適正に管理し、景観の保全に努めます。
・郷土の歴史に愛着を持ち、歴史・文化資源の保全に協力します。

基本目標Ⅳ．みんなが協働し、人と環境にやさしいまち

【実現のために】

・地域特性を活かした環境教育の取り組みに協力します。
・環境保全活動や自然体験講座などへ参加します。
・学んだことを環境保全活動に活用します。
・環境情報を収集し活用します。
・自らの環境活動について情報提供します。

２．事業者の取組

事業者は、その事業活動によって環境に負荷を与えることがないよう、環境関連法令を遵守することはもとより、その社会的責任を認識し、自らの行動をもって模範を示すことが求められています。

本項目では、事業者が事業活動において、自ら環境に配慮すべき事項を示します。

「基本目標Ⅰ．命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち」

【実現のために】

・森林や里山と人が触れ合える場所の整備に協力します。
・適正な間伐など、森林の保護･育成･管理を推進します。
・森林に関する学習会の開催や環境保全活動団体の活動に協力します。
・地場産品を優先的に活用した商品開発を研究します。
・市民農園など市民が農業に触れ合える場を提供します。
・公共下水道などの汚水処理施設が整備された際は速やかに接続します。
・汚水処理施設が整備されない区域では、合併処理浄化槽で排水処理します。
・法令、協定を遵守し、水質汚濁を防止します。また、法令等の規制を受けない事業所であっても、事業所からの排水を適正に処理します。
・農薬や化学肥料、除草剤などの使用量を減らします。
・市内に存在する希少生物を知り、その保護の大切さを理解します。
・事業活動は、自然環境や生態系への影響に配慮します。
・自然環境保全活動に参加または協力します。

「基本目標Ⅱ．資源とエネルギーが循環し、地球環境にやさしい社会をめざすまち」

【実現のために】

・レジ袋の削減に取り組みます。
・商品の包装を簡易にします。
・グリーン購入に取り組みます。
・事業系生ごみの発生抑制と資源化に取り組みます。
・建設工事に伴う廃材の再資源化に取り組みます。
・製品の長寿命化と廃棄時にリサイクルしやすい製品を製造します。
・産業間での連携によりゼロエミッションに取り組みます。
・従業員等に通勤時の自家用車の自粛を呼びかけます。
・自動車を導入する際は低燃費車を選択します。
・輸配送を効率的に行い、環境負荷の少ない輸送を心がけます。
・自動車を運行する際はエコドライブを実践します。
・省エネルギー性能に優れた施設や設備を導入します。
・環境マネジメントシステムを構築し、事業活動に伴う環境負荷を低減します。
・従業員等へ環境教育を行い、事業所や家庭での環境配慮行動を促します。
・再生可能エネルギーについて理解し、普及に協力します。
・太陽光や地中熱など再生可能エネルギー設備を事業所に設置します。

「基本目標Ⅲ．安全で良好な環境を保ち、快適に生活できるまち」

【実現のために】

・事業所周辺の清掃に努め地域の良好な環境を保全します。
・地域貢献活動に積極的に取り組みます。
・地域や河川等のクリーンアップといった環境保全活動に積極的に参加します。
・環境美化活動を通じて近隣住民との美化意識の共有を図ります。
・環境に関する法令・条例などを遵守します。
・家畜のふん尿は適正に処理し、悪臭を防止します。
・貯油施設等には漏油対策を施し、油流出事故を防止します。
・公園や道路、河川のアダプト活動などに参加し、維持管理を行います。
・事業所や看板、広告塔を設置する際は、周辺の景観との調和を心がけます。
・事業所用地を適正に管理し、雑草の繁茂やごみの散乱を防止します。
・歴史・文化資源の保全に協力します。

「基本目標Ⅳ．みんなが協働し、人と環境にやさしいまち」

【実現のために】

・地域特性を活かした環境教育の取り組みに協力します。
・従業員などに対して環境保全に関する研修などを実施します。
・施設見学や講師派遣など、地域の環境学習に協力します。
・環境情報を収集し、活用します。
・市や市民が取り組む環境保全活動に積極的に参加、協力し、役立つ情報を提供します。
・自社の環境保全活動や環境負荷の状況などを公表します。

第６章　計画の推進・進行管理

１．推進体制

庁内組織である横手市環境施策調整会議を中心に、関係部局と連携を図り、円滑かつ効果的な推進に努めます。

また、市民・事業者等と市が連携・協力しながら、計画を推進していくとともに、市域を超えた広域的な取り組みを必要とする環境問題への対応については、国や県、近隣の自治体など関係機関と協力しながら取り組んでいきます。

２．進行管理

この計画に基づく、個別事業の実施計画及び予算の確保は、行政評価制度により、総合計画・予算・行政評価・組織体系が連動する行政経営システムにて運用します。

このシステムで評価された事業内容については、横手市環境施策調整会議や学識経験者・市民・事業所の代表で構成された市長の諮問機関である横手市環境保全審議会に報告し、意見や提言を受けるなかで、適切な進行管理に努め、着実な計画の推進を図ります。

なお、関連計画で進行管理する事業については、関連計画を担当する部署に委任します。

３．成果指標の管理

本計画の成果指標は、横手市総合計画において環境に関する分野の基本目標を達成するための計画として位置づけられていることから、第２次総合計画の指標と同一になっています。

市では、第２次総合計画を総合的にマネジメントしていくため、ＰＤＣＡサイクルにより継続的な進行管理を行うこととしています。本計画の成果指標も第２次総合計画と同様に管理していきます。

※ＰＤＣＡサイクルとは：Plan（計画）・Do（実行）・Check（点検・評価）・Action（見直し）の頭文字をとったもので、事業活動において生産管理や品質管理などを円滑に進めるためのマネジメント手法の一つ。ＰＤＣＡサイクルを繰り返すことで業務が継続的に改善していく。

資料編

１．用語解説

ＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化の問題を考えるために設立された国連の組織です。１９８８年に設立されています。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。
地球上の生きものは、さまざまな環境に適応して進化し多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

温室効果ガス

大気中に存在し太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのあるガスをいいます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄及び三フッ化窒素の７種類を温室効果ガスとして定めています。

気候変動適応計画（Ｐ2）

気候変動適応法第７条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定されました。気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や、７つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取り組みを網羅的に示しています。

プラスチック資源循環戦略（Ｐ2）

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、３Ｒ＋Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略として策定しています。
重点戦略として、「プラスチック資源循環」、「海洋プラスチック対策」、「国際展開」、「基盤整備」について取り組みを示しています。

克雪・親雪・利雪（Ｐ4）

克雪は雪に伴う被害や問題を克服すること、親雪は雪に親しむこと、利雪は雪を利用することです。

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行い、持続可能な形で循環させながら利用していく社会をいいます。

省エネルギー

資源や燃料、電力などのエネルギーの効率化を図ることや無駄を省くことで、エネルギー消費を小さく抑えつつ同一の効果を発揮させることをいいます。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地中熱、雪氷熱など一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことをいいます。

エコライフ協力事業所等認定制度（Ｐ6、Ｐ20）

エコライフとは、「環境保全に配慮した生活及び実践」を意味する造語です。「横手市エコライフ協力事業所等認定制度に関する要綱」により、ごみ減量化やリサイクル、地球温暖化防止や省エネルギー活動など、環境保全に向けての取り組みを率先して実践している事業所や店舗、町内会を申請に基づいて市が認定する横手市独自の制度です。

水源かん養（Ｐ10、Ｐ13）

森林の公益的機能の１つです。樹木及び地表植生などにより降雨、融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる森林の理水機能（洪水ピークの平準化、渇水の緩和）の維持増進を図り、洪水の防止や水資源の確保機能をいいます。

Ａ類型、Ｂ類型（水域類型）（Ｐ11）

河川の利用目的や水質汚濁の状況などを考慮して、水域類型の指定を秋田県が行っています。水域類型は６類型（ＡＡ類型～Ｅ型）に分けて、ｐＨやＢＯＤなど生活環境の保全に関する基準値が定められています。原則的にはＡＡ類型は厳しい基準値が採用され、Ｅ類型になるに従い緩和されています。

本市に関連する河川としては、雄物川（Ａ類型）、成瀬川（ＡＡ類型）、皆瀬川下流（Ａ類型）、大戸川（Ａ類型）、横手川（中流（本郷橋より上流）：Ａ類型、下流（本郷橋より下流）：Ｂ類型）、杉沢川（Ａ類型）があります。

なお、Ａ類型に属する河川のＢＯＤに関する基準値は２ｍｇ／Ｌ以下、Ｂ類型に属する河川は３ｍｇ／Ｌ以下と定められています。

トミヨ属雄物型（Ｐ12）

名称（和名）に関して、大陸のP.kaibarae（ミナミトミヨ）と同一の遺伝的なグレードを形成しているとして、【ミナミトミヨ】として扱っている論文もありますが、本計画では公的機関（環境省、国土交通省、秋田県）で使用している名称（和名）を記載しています。

秋田県自然環境保全地域（Ｐ12）

優れた自然環境を保全するために県条例により指定した区域のことです。自然環境保全地域は、特別地区、野生植物保護地区、普通地区に分かれており、それぞれ保全すべき自然環境の特質や保全に関する基本的な事項に加え、保全のための施設や行為等について規制されます。

ＢＤＦ（Ｐ18）

菜種油や植物由来の廃食用油などを原料とし、メタノールとアルカリ水酸化物を混合させて生ずるエステル交換反応により作られるバイオディーゼル燃料のことをいいます。

３Ｒ（スリーアール）（Ｐ19、Ｐ20、Ｐ29）

リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字をとったものです。環境と経済が両立した循環型社会を形成するための取り組みです。

コンパクトシティ（Ｐ22）

生活に必要な施設が歩行圏内（または移動容易圏内）で収まるような都市形態のことをいいます。

酸性雨・酸性雪（Ｐ24）

工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が硫酸塩や硝酸塩に変化し溶け込み、酸性が強くなった雨や雪のことです。一般的にｐＨが、５．６よりも低い数値を示す雨や雪が酸性雨・酸性雪といわれています。

微小粒子状物質（ＰＭ２．５）（Ｐ24）

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが２．５μｍ（１μｍ（マイクロメートル）＝１ｍｍの千分の１、髪の毛の太さの３０分の１）以下の超微粒子物質のことです。成分は炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩などの無機元素などが含まれます。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されています。

環境基準は、１年平均値１５μg/m^{3}以下かつ１日平均値３５μg/m^{3}以下と定めています。（平成２１年９月設定）

※環境基準＝健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準。

典型７公害（Ｐ25）

公害対策基本法や環境基本法で公害として定義されている①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭のことをいいます。

エコドライブ（Ｐ34）

地球温暖化や大気汚染の要因の一つである自動車の排出ガスを減らすため、環境に配慮して自動車を運転することをいいます。車の流れや交通法規は守りつつ、アイドリング・ストップや一定速度での走行を心掛け、急発進・急停止をしないことなどがあげられます。

グリーン購入（Ｐ34）

製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいいます。

ゼロエミッション（Ｐ34）

生産や流通、消費の各段階で生じる廃棄物を、新たに他の分野の原料として活用することなどによりゼロにすることをいいます。

環境マネジメントシステム（Ｐ34）

組織や事業者が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といいます。このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。

アダプト活動（Ｐ35）

「アダプト」とは「養子にする」という意味で、社会貢献に意欲・関心を持つ地域住民や企業、団体などが実施団体となり、公園や道路、河川などの「里親」となって、清掃や除草などの環境美化活動や維持管理活動を行う活動です。

２．横手市環境保全審議会への諮問

生　第　５０７　号
令和３年６月１日

横手市環境保全審議会
会長　石橋　研一　　様

横手市長　髙　橋　　大
（公印省略）

令和３年度第１回横手市環境保全審議会への諮問について

標記の件について、貴審議会の意見を求めます。

○第２次横手市環境基本計画（改訂版）について

３．横手市環境保全審議会からの答申

横発環保審第２号
令和３年６月１日

横手市長　髙橋　大　様

横手市環境保全審議会
会長　石橋　研一
（会長印省略）

横手市環境保全審議会への諮問について（答申）

令和３年６月１日付け生第５０７号で貴職より諮問のありました案件について、横手市環境保全条例第１１条第２項の規定に基づき、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

１．諮問案件
　第２次横手市環境基本計画（改訂版）

２．答申内容
　計画の内容は妥当であると判断する。

以上

４．横手市環境保全審議会委員名簿

番号	委員氏名	所属・役職名等	備考
1	石橋　研一	わくわく科学工房　代表他	
2	照井　昌子	あきたエコマイスター県南協議会理事	
3	石田　豊作	増田本町町内会長・行政相談委員他	
4	赤川　雄太	横手市環境美化推進員（大森地域）	
5	高橋　いち子	十文字婦人代表	
6	土谷　久男	横手市上下水道経営協議会委員・㈱アドバンス環境 代表	
7	寺田　修	大雄地域環境美化推進員連絡協議会会長・横手市緑化推進員	
8	熊谷　昇	環境美化推進員	
9	佐々木　哲夫	平鹿町交通指導隊	
10	高橋　幸	秋田県自然保護指導員	
11	奥山　勝榮	(特非)森の王国サルパ理事長	
12	高橋　保	横手市森林組合	
13	伊藤　洋二	よこて市商工会会長	
14	小野　秀俊	県南漁業協同組合	
15	川越　伸彦	秋田県司法書士会横手支部	
16	田中　政行	㈱自然科学調査事務所環境２部部長	
17	佐藤　衛	秋田県平鹿地域振興局福祉環境部 地域環境専門員（兼）環境指導課長	

任期：令和２年４月１日～令和４年３月３１日

５．横手市環境保全条例

平成１７年１０月１日
条例第１６９号
改正　平成２４年１２月１２日条例第５０号
平成２８年３月１８日条例第１４号

目次

第１章　総則（第１条～第６条）
第２章　基本的施策（第７条・第８条）
第３章　行政の総合的調整（第９条・第１０条）
第４章　環境保全審議会（第１１条）
第５章　環境保全区域（第１２条・第１３条）
第６章　環境保全の励行（第１４条～第１９条）
第７章　環境配慮事業（第２０条・第２１条）
第８章　公害の防止（第２２条～第２８条）
第９章　環境保全協定（第２９条・第３０条）
第１０章　表彰及び助成（第３１条・第３２条）
第１１章　補則（第３３条）
第１２章　罰則（第３４条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市民の健康で文化的な生活に必要な環境を保全するために、環境の保全に関する施策の基本となる理念及び事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　環境の保全　人の健康又は生活環境に係る被害を防止し、良好な自然環境を確保するため自然と人間の活動との間に調和が保たれた環境を創造し、かつ、保全すること。

（２）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で快適な生活の確保に寄与するもの

（３）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの

（４）　公害　事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、粉じん、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、市民の健康又は生活環境に被害が生ずること。

（５）　特定工場　大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）第２条第２項のばい煙発生施設並びに同条第１０項及び第１１項の規定による粉じん発生施設又は水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第２条第２項の特定施設を設置している工場又は事業所

（６）　環境保全項目　環境の保全を図る上で、配慮しなければならない環境に係る項目であって、別表第１に掲げるもの

（基本理念）

第３条　環境の保全は、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境及び自然と人の活動が調和した環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

２　環境の保全は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

３　地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であり、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、積極的に貢献するようにしなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

２　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して良好な環境の保全の見地から、その影響の低減に努めるものとする。

（市民の責務）

第５条　市民は、良好な環境の保全に主体的に取り組み、日常生活において、環境への負荷の低減及び公害の防止並びに自然環境の適切な保全に努めなければならない。

２　市民は、市が実施する環境保全に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、生産、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、公害を防止し、又は環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、その事業活動に係わる製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

３　事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　基本的施策

（基本的施策）

第７条　市長は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策の有機的な連携を図りつつ、計画的に推進するものとする。

（１）　産業による環境汚染の防止、自動車公害の防止、生活排水による水質汚濁の防止及び都市基盤施設の整備等都市生活型公害の改善を図ること。

（２）　生態系及び野生生物の種の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び再生を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。

（３）　市民が健康で安全に暮らせる、潤い及び安らぎのある雪国の都市空間の形成、利用者にやさしい公共施設の整備並びに地域の歴史的文化的特性を活かした景観の形成を行うこと。

（４）　廃棄物の減量及び適正処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用が図られる社会を構築すること。

（５）　環境の保全を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が共同して取り組むことのできる社会を構築すること。

（６）　市は、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、地球環境の保全に資する施策を推進すること。

（７）　市民が人と環境とのかかわりについて理解及び認識を深め、責任ある行動がとれるよう、系統的な環境教育等の推進に努めること。

２　市民は、前項に掲げる施策を実施するに当たっては、都市構造及び経済活動及び市民の生活行動様式の変革等を含め総合的対策を考慮するとともに、適切な市民参加の方法を講ずるように努めるものとする。

（環境基本計画）

第８条　市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横手市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

２　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、横手市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

５　前３項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第３章　行政の総合的調整

（総合的調整）
第９条　市長は、その機関相互の連携を緊密にするとともに施策の調整を図り、効率的かつ効果的に環境の保全に関する施策を推進するため、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。
（環境調査）
第１０条　市長は、市民に環境の状況、環境の保全に関する施策の状況等を明らかにするため、環境調査を定期的に行い、これを公表するものとする。
２　市長は、環境調査を行うために必要な指針を、横手市環境保全審議会の意見を聴いて作成するものとする。

第４章　環境保全審議会

（設置及び所掌事務）
第１１条　環境基本法（平成５年法律第９１号）第４４条に基づき、本市の環境の保全について審議するために横手市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するとともに、意見を述べることができる。
（１）　環境基本計画に関すること。
（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。
３　前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第５章　環境保全区域

（環境保全区域の指定）
第１２条　市長は、環境保全を推進する上で必要があると認めるときは、次に掲げる地域を環境保全区域として指定することができる。
（１）　優れた自然環境が保全されている水辺及び森林区域
（２）　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域
２　市長は、前項の環境保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の土地所有者、利害関係者及び審議会の意見を聴かなければならない。
３　前項に定めるもののほか、環境保全区域の指定について必要な事項は、別に定める。
４　前２項の規定は、環境保全区域の指定の解除又は変更について準用する。
（環境保全区域内における行為の届出）
第１３条　環境保全区域において、自然の動植物の採取又は除去、土地の形状の変更、建築物その他の工作物の設置又は変更をしようとする者は、当該行為の１５日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為その他軽易な行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
２　市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出による行為により、環境保全区域に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該届出をした者に対し必要な措置を講ずるよう指示することができる。

第６章　環境保全の励行

（法令等の遵守）
第１４条　市民及び事業者は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づく地区計画の決定、秋田県の景観を守る条例（平成５年秋田県条例第１１号）、横手市景観条例（平成２４年横手市条例第２９号）その他これに類する環境及び景観に関する事項が定められた法令等を遵守しなければならない。
２　市長は、前項の法令等の遵守について、必要と認められるときは、関係各課と連絡調整を行い、市民及び事業者に適正な措置を採るべく助言を行うものとする。
３　市長は、第１項の法令等の遵守について、継続的に調査を行い適正な措置を採るべく指導を行うものとする。
（環境保全の励行）
第１５条　何人も、道路、広場、公園、河川その他公共の場所に空き缶、空き瓶、たばこの吸殻等のごみを捨ててはならない。
２　清涼飲料水及び酒類の自動販売機を設置する者は、必ず容器の回収容器を併設し、適正にこれを

管理しなければならない。
3　何人も、屋外においてばい煙、ガス又は悪臭を著しく発生するおそれのある物質で規則で定めるものを多量に燃焼してはならない。ただし、燃焼炉の使用その他適切な処理方法により環境を損なうおそれがない場合は、この限りでない。
4　農薬を使用する者又は農薬を取り扱う者は、地域住民の健康又は生活環境を損なうことのないように特に配慮しなければならない。
5　何人も、拡声放送を行うことにより周辺の生活環境の静穏を害することのないよう努めなければならない。
6　深夜等（午後７時から翌日の午前６時までの間をいう。）において、飲食店営業を行う者及び利用する者は、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。
7　何人も、その所有するペットについて、周辺の生活環境を損なうことのないように十分な管理をしなければならない。

（横手市環境監視員）

第１６条　市長は、良好な環境の保全のために必要な監視、巡視、調査、指導及び啓発を行うため、横手市環境監視員（以下「監視員」という。）を置くことができる。
2　監視員は、巡視等において前条第１項に規定する行為及び状況を発見した場合には、速やかに市長に報告するものとする。

（勧告及び命令）

第１７条　市長は、第１５条の違反者に対して、快適な生活環境の確保を図るために必要な限度において、期限を定め、改善すべき旨を勧告することができる。
2　前項の勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、市長は、これに従うよう、期限を定め、命ずることができる。

（公表）

第１８条　命令を受けた者が正当な理由がなく命令に従わないときは、市長はその旨を公表することができる。

（横手市環境美化推進員）

第１９条　市長は、環境行政の円滑な推進を図るため、横手市環境美化推進員（以下「推進員」という。）を置くことができる。
2　推進員は、廃棄物の減量等並びに地域環境美化に関する市の施策への協力及びその他の活動を行う。

第７章　環境配慮事業

（環境配慮事業及び事前協議）

第２０条　環境に影響を及ぼすおそれのある事業のうち、別表第２に定めるもので規則に定める事業（以下「環境配慮事業」という。）を実施しようとする者（以下「環境配慮事業者」という。）は、環境保全を図るために施設の計画策定時に市長と環境配慮計画について協議しなければならない。
2　環境配慮事業者は、環境配慮項目について、環境配慮計画書を策定しなければならない。
3　環境配慮事業者は、環境配慮計画を策定するに当たって、必要に応じて地域住民の意見を聴取しなければならない。

（改善の指示）

第２１条　市長は、前条の規定による環境配慮計画が提出されたときに、必要な措置を講ずるように指示することができる。

第８章　公害の防止

（規制基準）

第２２条　市長は、工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って生ずる公害を防止し、市民の健康又は生活環境を保持するため、法令に特別の定めがある場合を除くほか、当該事業活動を実施する者が遵守すべき必要な事項を定める。
2　市長は、別表第１に定める公害の発生を防止するため、事業者が遵守すべき規制基準を規則で定めることができる。

３　市長は、前項の規制基準を定めようとする場合及びこれを変更し、又は廃止しようとする場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

（改善の指示及び改善命令等）

第２３条　市長は、事業活動に伴って生ずる水質の汚濁等が規制基準に適合しないことにより、環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあるときは、事業者に対し、期限を定めて防止の方法を改善し、又は当該施設の使用の方法若しくは作業の方法の変更を指示することができる。

２　市長は、前項の規定による指示を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、防止の方法を改善し、又は当該施設の使用の方法若しくは作業の方法の変更を命ずることができる。

（改善措置の届出）

第２４条　前条第１項の規定による指示又は同条第２項の規定による命令を受けた者は、当該指示又は命令に従い措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（特定工場の事前協議）

第２５条　特定工場を新設し、又は増設しようとする者は、施設の計画策定時において市長に協議しなければならない。

（苦情の処理）

第２６条　市長は、市民から公害に関する苦情の申立てがあったときは、速やかに実情を調査し、関係機関と協力して適切に処理するように努めなければならない。

（監視、測定等の体制の整備）

第２７条　市長は、公害の防止に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制を整備しなければならない。

（報告及び立入検査）

第２８条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員を工場等に立入検査させることができる。

２　前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第９章　環境保全協定

（締結）

第２９条　市長は、環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる事業者等と環境保全協定を締結するものとする。

２　事業者等は、環境保全協定の締結について協議を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

（締結項目）

第３０条　市長は、環境保全協定を締結しようとするときは、事業者等と協議の上、環境保全項目のうちから締結項目を決定する。

第１０章　表彰及び助成

（表彰）

第３１条　市長は、横手市の環境保全に寄与し、又は優れた環境保全活動を行っている団体又は個人を表彰することができる。

２　市長は、前項の表彰を行う場合は、審議会の意見を聴くものとする。

（助成）

第３２条　市長は、環境保全の推進のための活動を行う次に掲げる者に対し、予算の範囲内で当該行為に必要な経費の一部を助成することができる。

（１）　環境保全区域内の環境保全のための植栽等の経費

（２）　環境教育のための資料及び資材の購入経費

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業経費

第１１章　補則

（委任）

第３３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第１２章　罰則

第３４条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

（１）　第１３条第１項の規定による届出をしなかった者

（２）　第１７条第２項の命令に従わなかった者

（３）　第２０条第２項の計画書を提出しなかった者

（４）　第２４条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（５）　第２９条の規定による協定の締結について協議に応じない者

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１７年１０月１日から施行する。ただし、第１９条の規定は、平成２０年４月１日から施行し、同日前の環境美化推進員は、合併前の横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年横手市条例第１３号）の例による。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の横手市環境保全条例（平成８年横手市条例第９号）、雄物川町環境美化条例（平成１０年雄物川町条例第１６号）、十文字町環境基本条例（平成１５年十文字町条例第６号）又は十文字町環境保全条例（平成１６年十文字町条例第９号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附　則（平成２４年１２月１２日条例第５０号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月１８日条例第１４号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条、第２２条関係）

環境保全項目

１　自然環境
生物　地形・地質
２　文化歴史環境
文化財　遺跡　歴史的町並み
３　社会生活環境
清潔さ　景観・町並み　土地利用形態
４　公害
大気汚染　騒音　粉じん　振動　水質汚濁　地盤沈下　土壌汚染　悪臭　事業系廃棄物
５　生活阻害
日照障害　電波障害　廃棄物　夜間照明

別表第２（第２０条関係）

環境配慮事業

１　工場の新設又は変更
２　住宅団地の新設又は変更
３　大型店舗の新設又は変更
４　レクリエーション施設の設置又は変更
５　流通関連施設の設置又は変更
６　と畜場及びこれに類する施設の設置又は変更
７　畜産施設の設置又は変更
８　工業団地の設置又は変更
９　廃棄物処理施設の設置又は変更
１０　土地区画整理事業
１１　その他の事業

発行　横手市
編集　横手市市民福祉部生活環境課

〒013-8601　秋田県横手市中央町８番２号
TEL 0182-35-2184　FAX 0182-33-7838
URL http://www.city.yokote.lg.jp
Email kankyo@city.yokote.lg.jp